

第1章 新宿区の障害者の状況

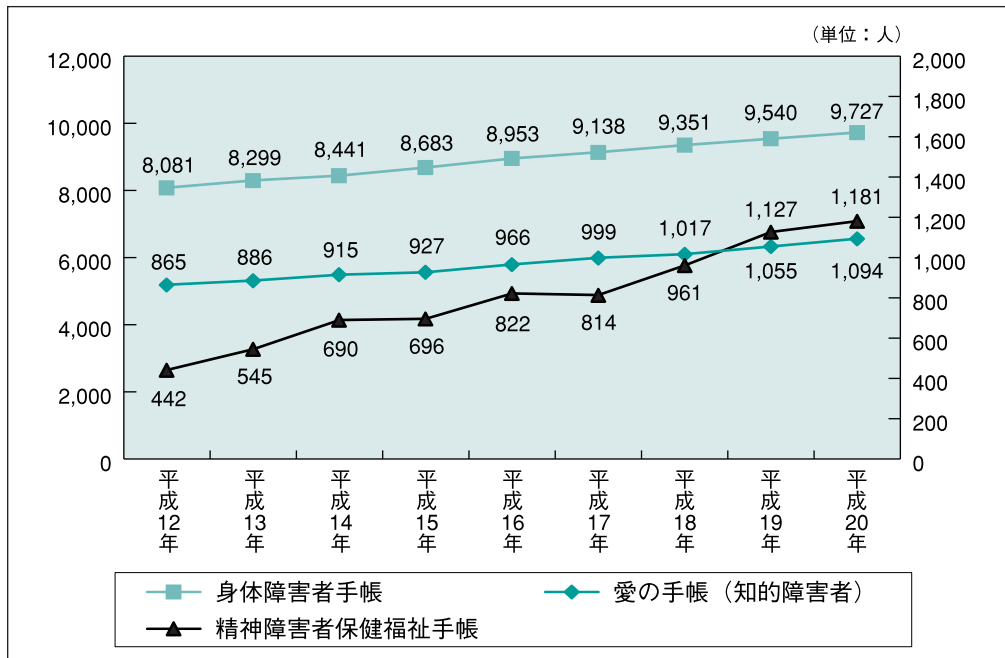


第 1 節 新宿区の障害者数

1 障害者手帳所持者数の推移

- 平成20年の身体障害者手帳所持者は9,727人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,181人、愛の手帳所持者(知的障害者)は1,094人となっています。
- 平成12年以降の手帳所持者数の推移をみると増加傾向にあり、特に、精神障害者保健福祉手帳では大きく伸びています。

[グラフ1 障害者手帳所持者数の推移]



※ 「身体障害者手帳」は左側縦軸数値、「愛の手帳(知的障害者)」及び「精神障害者保健福祉手帳」は右側縦軸数値

※ 「身体障害者手帳」及び「愛の手帳(知的障害者)」は各年4月1日現在、「精神障害者保健福祉手帳」は各年3月末日現在

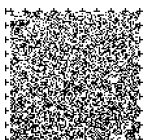
[表 1 障害者手帳所持者数の推移]

(単位: 人)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者	8,081	8,299	8,441	8,683	8,953	9,138	9,351	9,540	9,727
知的障害者	865	886	915	927	966	999	1,017	1,055	1,094
精神障害者	442	545	690	696	822	814	961	1,127	1,181
人口	285,025	288,285	292,666	296,444	300,217	302,479	305,996	307,415	310,206

※ 「人口」は、新宿区の住民基本台帳及び外国人登録人口の合計

※ 「身体障害者」及び「知的障害者」は各年4月1日現在、「精神障害者」は各年3月末日現在



2 身体障害者（身体障害者手帳所持者数）

- 平成20年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は、9,727人で、区人口に占める割合は3.1%となっています。
- 障害程度の構成比は、重度者（1級・2級）が51.3%と半数以上を占めています。また、年齢別には、65歳以上が63.8%となっています。
- 障害部位別では、肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害の順に多く、過去8年間の推移をみると、内部障害が1.4倍と大きく増加しています。

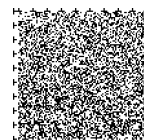
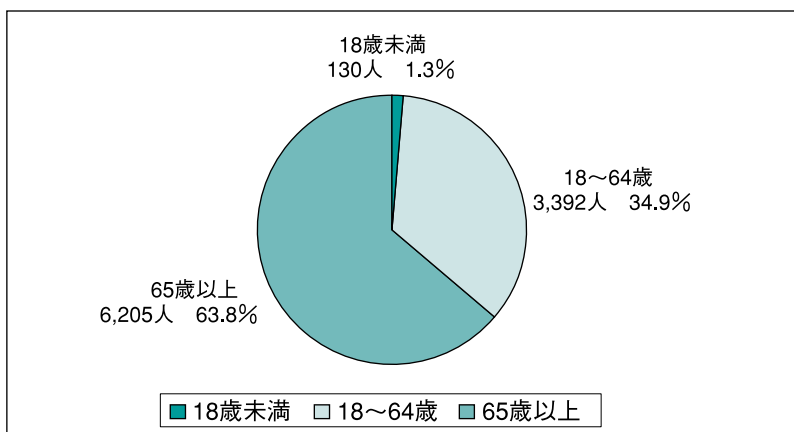
[表2 身体障害者手帳所持者数の推移 障害等級別数・年齢別数・障害部位別数]

各年4月1日現在（単位：人）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1 級	2,589	2,685	2,768	2,900	2,978	3,076	3,121	3,187	3,232
2 級	1,627	1,658	1,643	1,641	1,684	1,706	1,746	1,729	1,754
3 級	1,498	1,513	1,523	1,569	1,610	1,646	1,695	1,723	1,766
4 級	1,403	1,482	1,549	1,610	1,705	1,759	1,829	1,928	1,996
5 級	572	564	561	563	562	539	543	540	547
6 級	392	397	397	415	414	412	417	433	432
18歳未満	140	133	128	133	128	129	137	130	130
18～64歳	7,941	3,324	3,352	3,332	3,417	3,360	3,382	3,371	3,392
65歳以上	—	4,842	4,961	5,233	5,408	5,649	5,832	6,039	6,205
視覚障害	705	709	711	726	738	734	737	755	756
聴覚・平衡 機能障害	553	564	570	585	589	611	624	634	643
音声・言語・そ しゃく機能障害	120	118	120	125	135	135	140	150	151
肢体不自由	4,539	4,632	4,659	4,760	4,868	4,918	5,013	5,077	5,131
内部障害	2,164	2,276	2,381	2,502	2,623	2,740	2,837	2,924	3,046
身体障害者 手帳所持者数	8,081	8,299	8,441	8,698	8,953	9,138	9,351	9,540	9,727

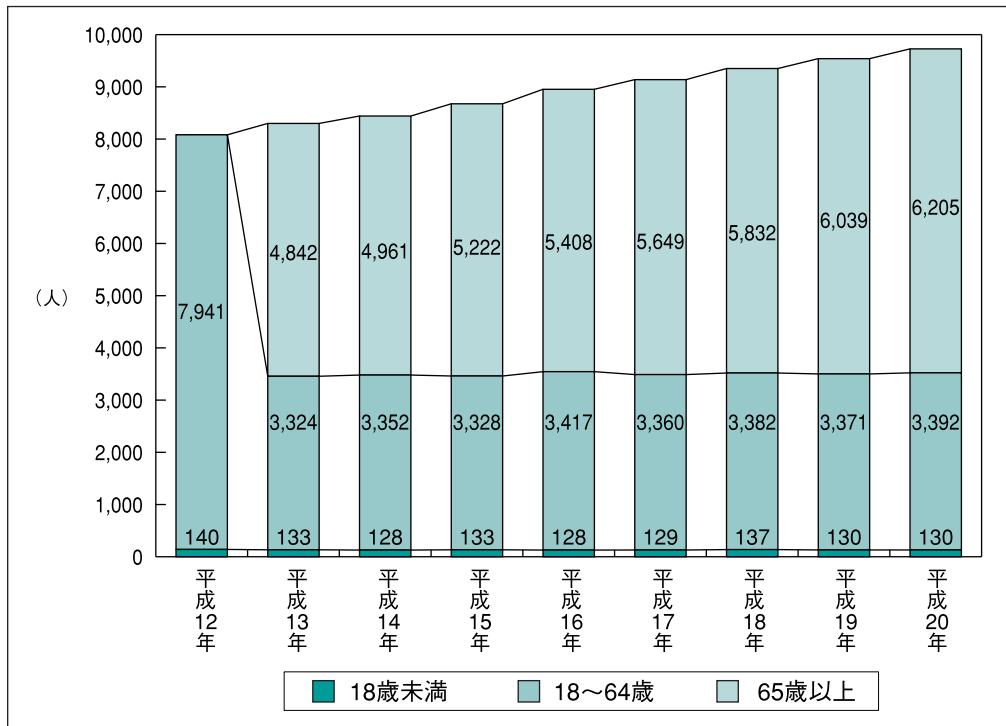
※ 平成12年の「65歳以上」の障害者数はありません。

[グラフ2 年齢別構成比（平成20年）]



[グラフ3 年齢別推移]

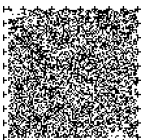
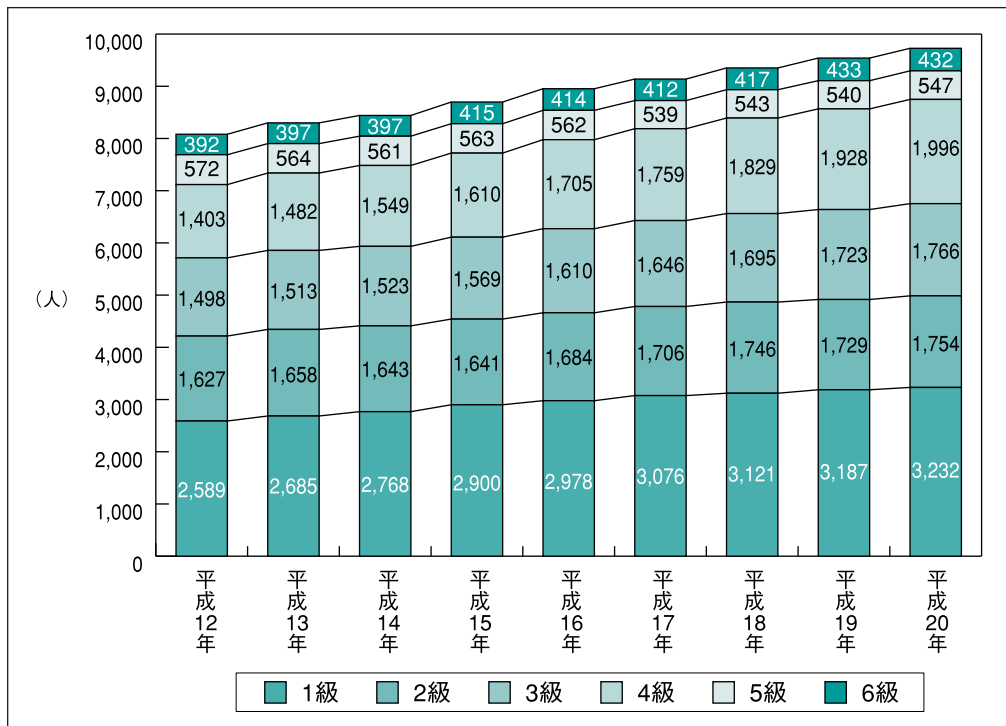
各年4月1日現在



平成12年の「65歳以上」の障害者数はありません。

[グラフ4 障害等級別推移]

各年4月1日現在



3 知的障害者(愛の手帳所持者数)

- 平成20年4月1日現在の愛の手帳所持者数は、1,094人で、区人口に占める割合は0.4%となっています。
- 障害程度の構成比は、中軽度者(3・4度)が69.3%と半数以上を占めています。
- 障害程度別では、過去8年間の推移をみると、1度が8.3%減少、2度が19.2%増加、3度が11.0%増加、4度が56.3%増加しています。

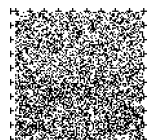
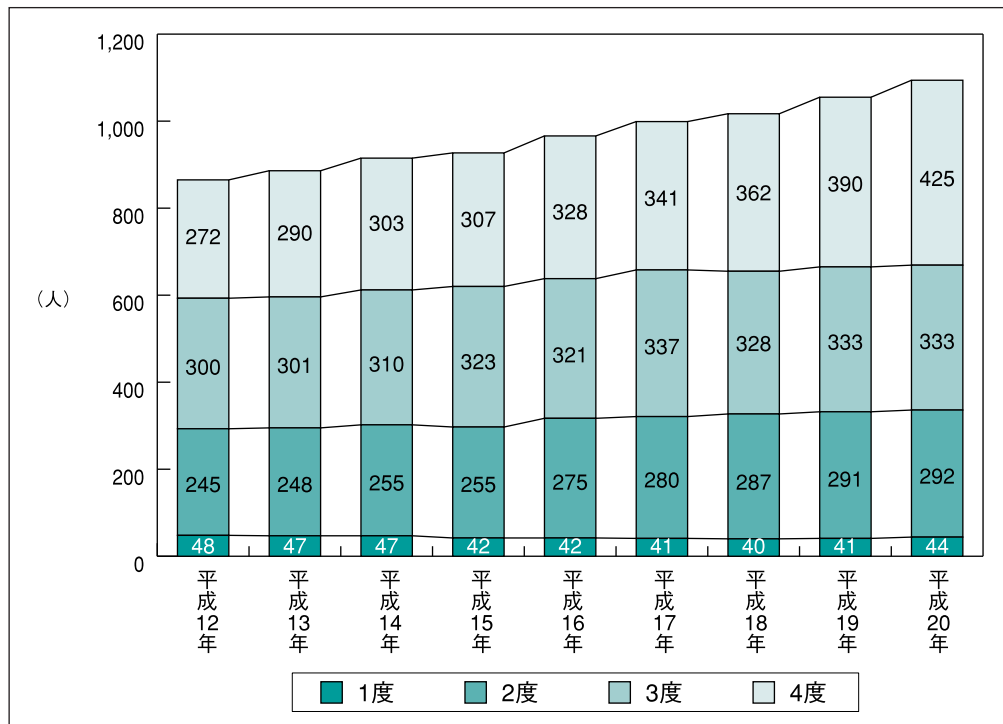
[表3 愛の手帳所持者数(知的障害者)の推移 障害程度別数・年齢別数]

各年4月1日現在(単位:人)

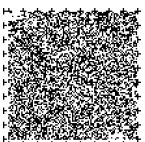
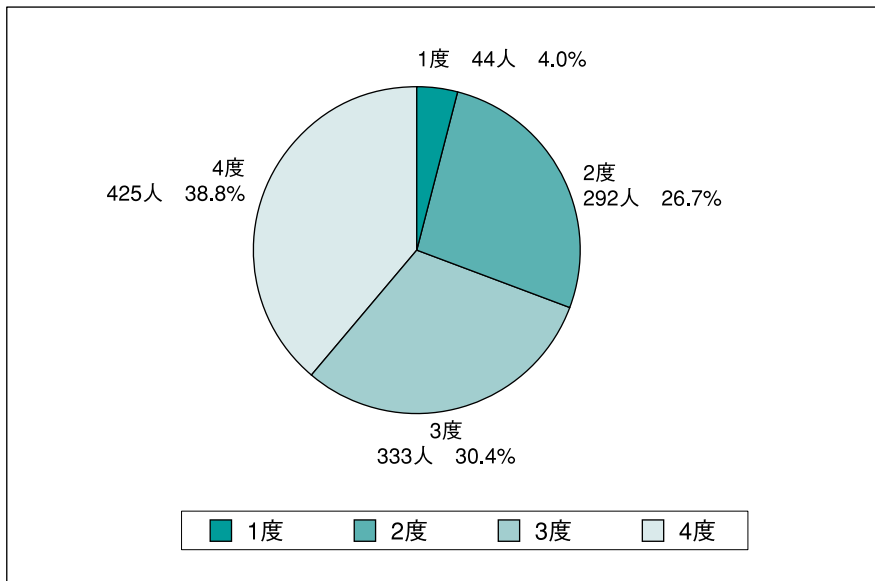
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1度	48	47	47	42	42	41	40	41	44
2度	245	248	255	255	275	280	287	291	292
3度	300	301	310	323	321	337	328	333	333
4度	272	290	303	307	328	341	362	390	425
18歳未満	165	168	183	199	197	226	213	222	231
18歳以上	700	718	732	728	769	773	804	833	863
知的障害者数 (愛の手帳所持者)	865	886	915	927	966	999	1,017	1,055	1,094

[グラフ5 障害程度別推移]

各年4月1日現在



[グラフ6 障害程度別構成比(平成20年)]



4 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者数及び医療費公費負担受給者数)

- 平成20年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1,181人で、区人口に占める割合は0.4%となっています。
 - 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成12年に比べて約2.7倍に増加しています。
- 等級別に見ると、中軽度(2・3級)が大きく増加しています。

[表4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 等級別・交付済有効手帳数]

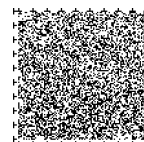
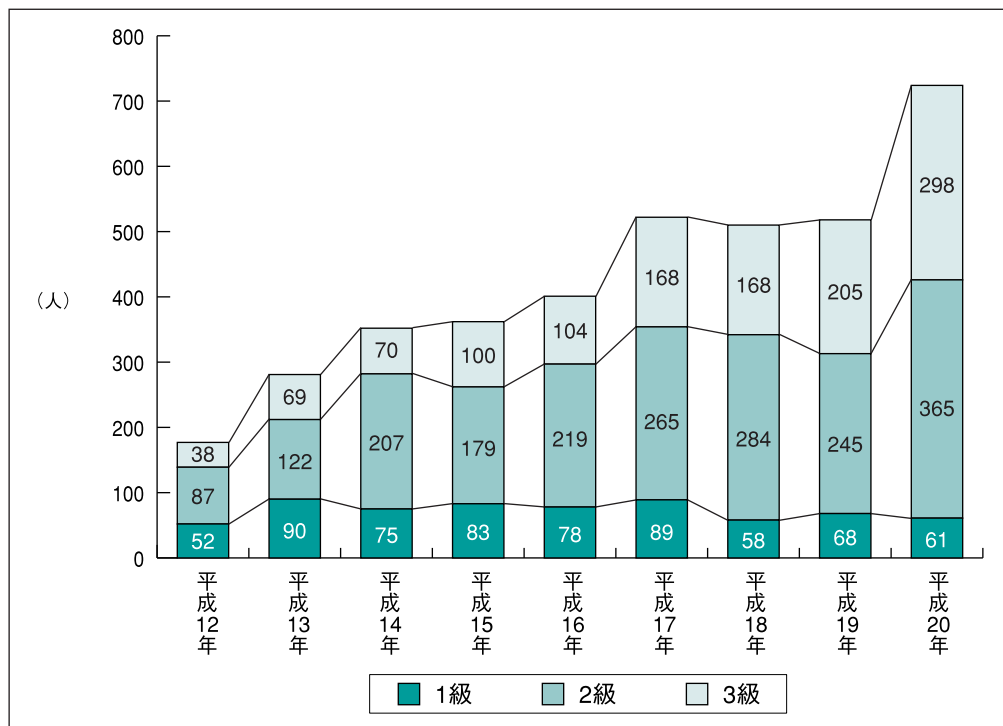
各年3月末日現在(単位:人)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1級	52	90	75	83	78	89	58	68	61
2級	87	122	207	179	219	265	284	245	365
3級	38	69	70	100	104	168	168	205	298
交付合計	177	281	352	362	401	522	510	518	724
交付済有効手帳数(※)	442	545	690	696	822	814	961	1,127	1,181

※ 精神障害者保健福祉手帳制度は、平成7年度に創設され、精神障害があるため、長期にわたり日常生活や社会生活に相当な制限を受ける方を対象として、自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。1・2・3級の3区分があり、2年毎に精神障害の状態の認定を受けます。

[グラフ7 等級別交付数]

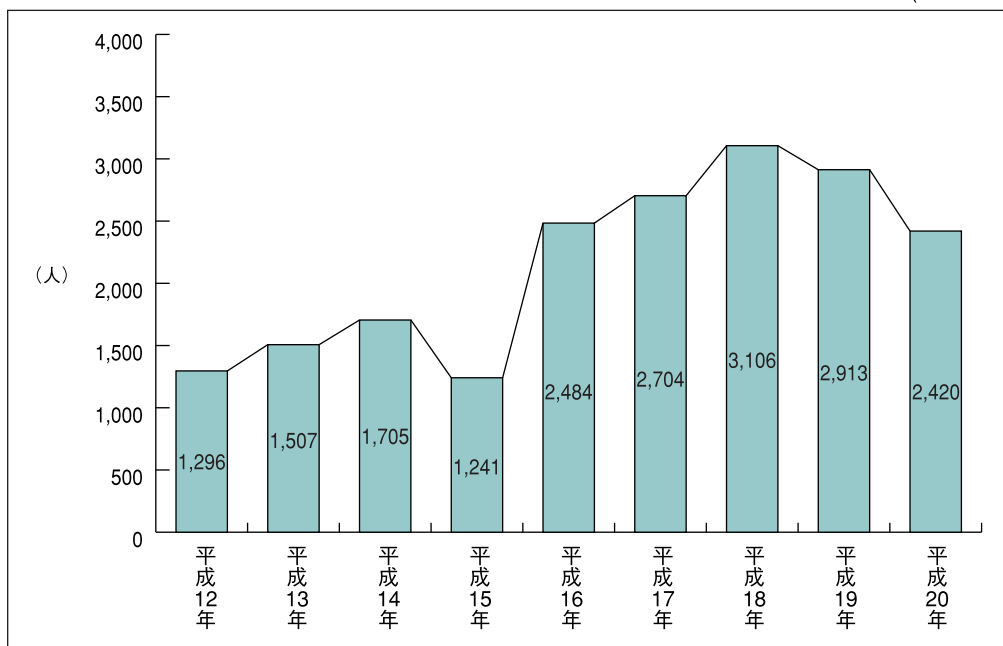
各年3月末日現在



- 精神障害者通院医療費公費負担受給者は、2,420人で、平成12年に比べ1.9倍と大きく増加しています。
- 精神障害者通院医療費公費負担は、平成18年4月以降は障害者自立支援法に基づく自立支援医療制度に移行しました。

[グラフ8 精神障害者通院医療費公費負担受給者数の推移]

各年3月末日現在 (単位：人)



『精神障害者の範囲とは・・・』

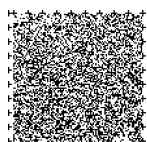
精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者です。

精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)は、精神保健福祉法に規定される一定の精神障害の状態にあることを証するものです。手帳は、本人が交付申請を行い都道府県知事から交付されます。

障害者自立支援法における精神障害者とは、精神保健福祉法に規定される精神障害者のうち、知的障害者を除くとされています。

障害者自立支援法に規定される精神障害者の方は、様々な福祉サービスや通院の医療費を助成する自立支援医療(精神)の対象者となります。

精神障害者であっても、本人が申請しないため手帳を所持していない方や、自立支援医療の制度を利用していない方もいます。



第2節 福祉ニーズ調査の結果

1 調査の概要

(1) 新宿区障害者生活実態調査

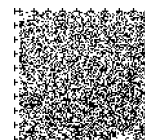
期 間	平成19年11月1日から14日まで	
対 象 者	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障害者に関する福祉サービスを利用している方、自立支援医療の給付を受けている方、区外の施設に入所されている新宿区民（悉皆調査）	
配付及び回収	配付数	
	在宅の方(18歳以上)	10,055人
	施設に入所している方	194人
	18歳未満の方	387人
	計	10,636人
	有効回収数	
	在宅の方(18歳以上)	6,564人
	施設に入所している方	175人
18歳未満の方	243人	
計	6,982人	
有効回収率	65.6%	

(2) 特別支援学級に通っている児童・生徒の福祉ニーズ調査

期 間	平成20年2月	
対 象 者	新宿区内の特別支援学級に（小学校・中学校）に通っている児童、生徒	
配付及び回収	配布数	170人
	有効回収数	86人
	有効回収率	50.6%

(3) 精神科病院入院患者実態調査

期 間	平成20年2月1日～2月14日	
対 象 者	生活保護法の医療扶助を受給し精神科病院の入院期間が6か月以上の方、及び新宿区障害者生活実態調査で長期入院が判明した方	
配付及び回収	配布数	188人
	有効回収数	62人
	有効回収率	33.0%

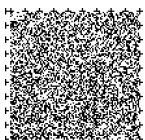


2 調査結果のまとめ

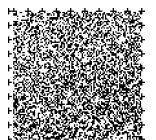
「新宿区障害者生活実態調査」及び「特別支援学級に通っている児童・生徒の福祉ニーズ調査」から得られた結果の中から、次の7つの分野に分け、施策の方向に関わる課題について抽出し、整理を行いました。

なお、精神科病院入院患者実態調査の結果から得られた施策の方向に関わる課題等については、「基本目標 1 地域生活移行への支援 (12) 病院からの地域生活移行の支援の《現状と課題》」に記載しました。

1. サービス提供	調査結果引用																																				
<p>◇ 家族など主な介助者が高齢化しています。家族等の介助する方への支援が重要です。</p> <p>主な介助者の多くは「配偶者」及び「父・母」です。また、いずれの場合も、年齢は65歳以上の方が半数を超えています。介助者が介助できなくなった場合は、「ホームヘルプサービスを利用する」という回答が最も多く、次いで「他の家族に頼む」、「病院に入院、施設に入所」と続いています。</p> <p><介助者の年齢></p> <table border="1" data-bbox="331 1115 1182 1485"> <caption>単位：％(5%未満非表示)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>29歳以下</th> <th>30～39歳</th> <th>40～49歳</th> <th>50～59歳</th> <th>60～64歳</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父 (318)</td> <td></td> <td>17.9</td> <td>16.4</td> <td></td> <td>35.5</td> <td></td> <td>19.2</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>母 (608)</td> <td>5.1</td> <td>20.4</td> <td>16.6</td> <td></td> <td>29.3</td> <td></td> <td>20.9</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>配偶者 (341)</td> <td></td> <td>10.7</td> <td>9.7</td> <td></td> <td>32.0</td> <td></td> <td>31.6</td> <td>10.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 5%未満数値「父；29歳以下0.6、30～39歳以下3.5」「母；29歳以下0.5」「配偶者；29歳以下0.4、30～39歳以下1.3、40～49歳以下4.1」</p>		29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答	父 (318)		17.9	16.4		35.5		19.2	6.9	母 (608)	5.1	20.4	16.6		29.3		20.9	7.2	配偶者 (341)		10.7	9.7		32.0		31.6	10.3	<p>生活実態調査 在宅の方 問11 問11-2</p>
	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答																													
父 (318)		17.9	16.4		35.5		19.2	6.9																													
母 (608)	5.1	20.4	16.6		29.3		20.9	7.2																													
配偶者 (341)		10.7	9.7		32.0		31.6	10.3																													
<p>◇ 気軽に安心して相談でき、障害の状況に応じて必要な支援につながるような相談体制の充実が重要です。</p> <p>気軽に相談するために必要なこととして、「電話やファックスでの相談の充実」が29.6%、「専門的な相談ができること」が26.4%、「休日や夜間も相談できること」が23.7%、「プライバシーの確保」が23.4%という回答が多くなっています。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問14</p>																																				



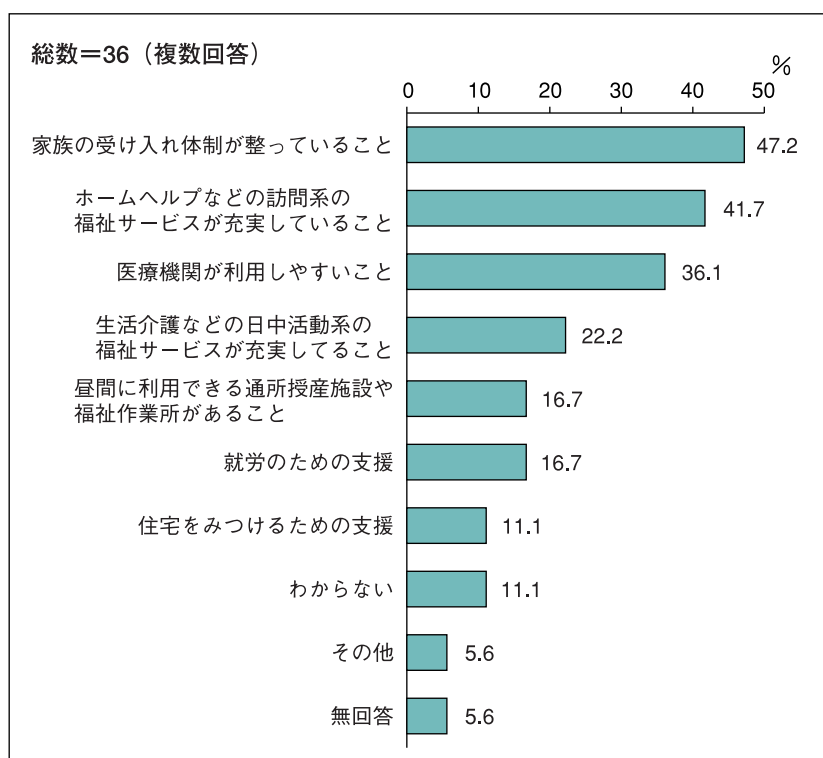
1. サービス提供	調査結果引用																				
<p>◇ 多く利用されているサービスが、より一層使いやすくなるようサービスの充実が求められています。</p> <p>利用しているサービスでは、「タクシー利用券」、「移動支援」が多く、利用したいサービスでは、「短期入所(ショートステイ)」、「日中ショートステイ(日中一時支援)」という回答が多くなっています。また、使いづらい理由としては、「利用できる回数や日数が少ない」、「事業者と利用日等の調整がめんどろ」等が多くなっています。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問28</p>																				
<p>◇ 子どもの、放課後や長期休業中の過ごし方について、活動の場や活動の機会の提供などの支援を充実していくことが求められています。</p> <p>放課後や長期休業中過ごし方の希望として、「地域の同世代の子どもと遊ばせたい」が最も多くなっています。次いで「タイムケア事業を利用したい」、「デイサービスを利用したい」、「ショートステイを利用したい」等となっています。</p> <p><放課後や長期休業中等の過ごし方の希望></p> <div data-bbox="416 1032 1070 1570"> <table border="1"> <caption>放課後や長期休業中等の過ごし方の希望</caption> <thead> <tr> <th>過ごし方</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の同世代の子どもと遊ばせたい</td> <td>35.4</td> </tr> <tr> <td>タイムケア事業を利用したい</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>習い事や塾に行きたい</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td>デイサービスを利用したい</td> <td>24.3</td> </tr> <tr> <td>ショートステイを利用したい</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>学童クラブを利用したい</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>特にない</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>11.9</td> </tr> </tbody> </table> </div>	過ごし方	割合 (%)	地域の同世代の子どもと遊ばせたい	35.4	タイムケア事業を利用したい	28.4	習い事や塾に行きたい	25.9	デイサービスを利用したい	24.3	ショートステイを利用したい	23.5	学童クラブを利用したい	15.2	特にない	11.1	その他	11.5	無回答	11.9	<p>生活実態調査 18歳未満の方 問19-2</p>
過ごし方	割合 (%)																				
地域の同世代の子どもと遊ばせたい	35.4																				
タイムケア事業を利用したい	28.4																				
習い事や塾に行きたい	25.9																				
デイサービスを利用したい	24.3																				
ショートステイを利用したい	23.5																				
学童クラブを利用したい	15.2																				
特にない	11.1																				
その他	11.5																				
無回答	11.9																				
<p>◇ 子どもが、学校にいる時間以外に、家族以外の子どもたちと交流する機会が増えるような環境づくりが求められています。</p> <p>子どもが、学校にいる時間以外の過ごし方として、「家族と過ごしている」、「一人で過ごしている」という回答が多いのに対し、学校にいる時間以外の希望する過ごし方としては、「友人・知人と過ごしたい」という回答が多くなっています。</p>	<p>特別支援学級に通う児童・生徒の福祉ニーズ調査 問17 問18</p>																				



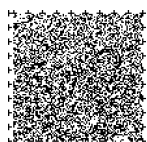
◇ 施設から地域生活に移行するために必要な支援については、年齢と障害の状況に応じた支援の充実が求められています。

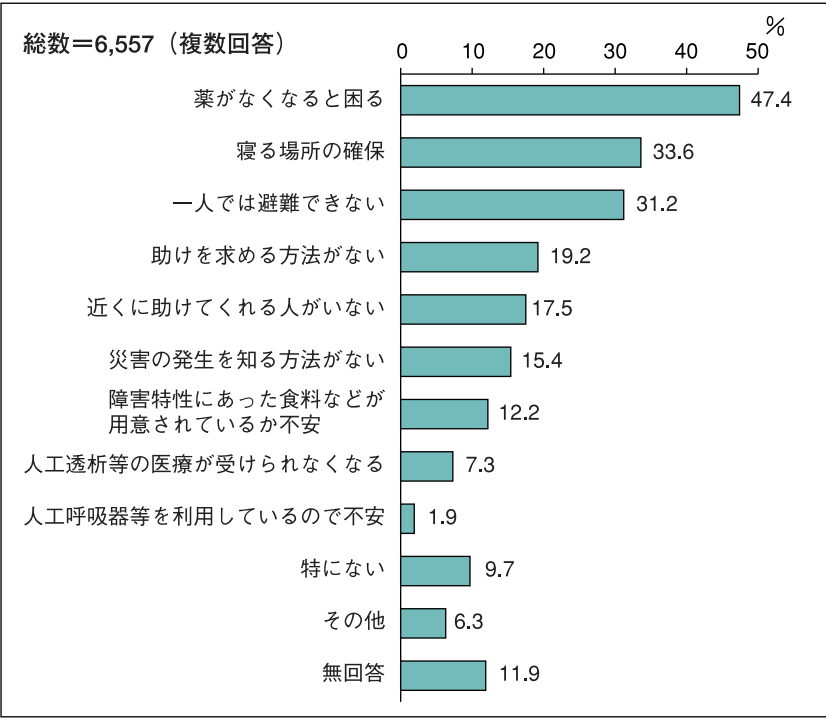
地域生活の実現に必要なこととして、「家族の受け入れ体制が整っていること」、「ホームヘルプなどの福祉サービスが充実していること」という回答が多くなっています。身体障害者では「医療機関が利用しやすいこと」が多くなっていますが、知的障害者では少なめです。

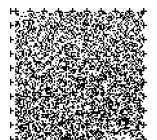
<地域生活を実現するために必要なこと>



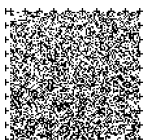
生活実態調査
施設に入所し
ている方
問22



2. 地域生活	調査結果引用																										
<p>◇ 災害に対する備えとしては、障害の状況に応じた配慮と地域社会との良好な関係や支援が重要です。</p> <p>災害時に困ることは、「薬がなくなると困る」が最も多く、「寝る場所の確保」、「一人では避難できない」等の回答が多くなっています。</p> <p><災害時に困ること></p>  <table border="1"> <caption>災害時に困ること</caption> <thead> <tr> <th>困ること</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬がなくなると困る</td> <td>47.4</td> </tr> <tr> <td>寝る場所の確保</td> <td>33.6</td> </tr> <tr> <td>一人では避難できない</td> <td>31.2</td> </tr> <tr> <td>助けを求める方法がない</td> <td>19.2</td> </tr> <tr> <td>近くに助けてくれる人がいない</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>災害の発生を知る方法がない</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>障害特性にあった食料などが用意されているが不安</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>人工透析等の医療が受けられなくなる</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器等を利用しているので不安</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>特にない</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>11.9</td> </tr> </tbody> </table>	困ること	割合 (%)	薬がなくなると困る	47.4	寝る場所の確保	33.6	一人では避難できない	31.2	助けを求める方法がない	19.2	近くに助けてくれる人がいない	17.5	災害の発生を知る方法がない	15.4	障害特性にあった食料などが用意されているが不安	12.2	人工透析等の医療が受けられなくなる	7.3	人工呼吸器等を利用しているので不安	1.9	特にない	9.7	その他	6.3	無回答	11.9	<p>調査結果引用</p> <p>生活実態調査 在宅の方 問33</p>
困ること	割合 (%)																										
薬がなくなると困る	47.4																										
寝る場所の確保	33.6																										
一人では避難できない	31.2																										
助けを求める方法がない	19.2																										
近くに助けてくれる人がいない	17.5																										
災害の発生を知る方法がない	15.4																										
障害特性にあった食料などが用意されているが不安	12.2																										
人工透析等の医療が受けられなくなる	7.3																										
人工呼吸器等を利用しているので不安	1.9																										
特にない	9.7																										
その他	6.3																										
無回答	11.9																										
<p>◇ 障害者施設を退所して地域で生活することを希望する方への支援が必要です。</p> <p>今後の生活の希望として、「施設を退所して生活することを希望する」と10.3%の方が回答しています。また、希望する生活を実現したい場所として、「自宅」が15.4%、「グループホーム等」が8.6%、「公営住宅」が4.6%、「アパート」が0.6%となっています。</p>	<p>施設に入所している方 問20 問21</p>																										
<p>◇ 地域で生活する障害のある方及びその介助者への支援の充実に努めることが重要です。</p> <p>今後の生活の希望として、「新宿区内に入所施設があればそこで生活する」と8.6%の方が回答しています。また、施設への入所を希望する理由として多かったものは、「自分が高齢になったから」が38.3%と最も多く、次いで「介助者が高齢等のため支援してもらえなくなるから」が37.2%でした。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問25 問26</p>																										



3. 予防と早期対応等	調査結果引用
<p>◇ 障害特性に応じた予防と早期対応の充実を進めるとともに、区民や保護者等への障害や発達に関する理解を促進することが重要です。</p> <p>障害や心身の不調に気づいた時期として、身体障害者では、「3歳まで」が11.3%、「60歳以降」が29.1%と傾向が二分されます。このことから、障害の種別による障害や心身の不調に気づいた時期の違いが推定されます。知的障害者では、「3歳まで」が61.2%、精神障害者では、「19～29歳」が25.4%、「30～39歳」が17.5%という回答となっています。</p> <p>また、特別支援学級に通う児童・生徒の福祉サービス調査として、子どもの発達について心配になった時期は、「3歳まで」が67.4%となっています。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問7</p> <p>特別支援学級 に通う児童・ 生徒の福祉ニ ーズ調査 問9</p>
<p>◇ 障害等のある子どもに対する療育・教育等の支援や、進学相談・就労支援の充実とともに、保護者への支援の充実も求められています。</p> <p>子育てに関する悩みや不安として、「今後の進路」、「学習の状況」といった子どもに関する悩み、「精神的な負担が大きい」、「今の子育てについて」といった保護者自身の悩み等についての回答が多くありました。</p>	<p>特別支援学級 に通う児童・ 生徒の福祉ニ ーズ調査 問15</p>



4. 就労について	調査結果引用
<p>◇ 就労に向けた支援として、職場開拓や職場定着等の就労面での支援とともに、就労に伴う生活面での相談・支援等、重層的な支援を行うことが重要です。</p> <p>就労に関する調査では、全体では「現在就労しており続けたい」が17.9%、「今は就労していないが、できるだけ早く就労したい」が4.5%、「今すぐには就労しないが、いずれはしたい」が5.1%と、合わせて27.5%の方が就労し、または就労を希望しています。60歳未満では20.3%の方が「今すぐには就労しないが、いずれはしたい・今は就労していないが、できるだけ早く就労したい」と回答しており、就労意欲の高いことがわかります。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問18</p>

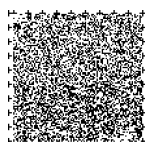
5. 社会活動に関して	調査結果引用
<p>◇ 日中活動や社会参加が活発になるような支援の充実が必要です。</p> <p>昼間の過ごし方は、「特に何もしていない」が22.6%と最も多く、次いで「自宅で家事・手伝いをしている」が19.3%となっています。一方、一般就労していない理由としては、「障害程度や症状のため」が48.3%、「高齢のため」が40.3%という回答が多くなっています。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問16 問18-3</p>

6. こころのバリアフリー	調査結果引用
<p>◇ 引き続き障害理解のための普及啓発を促進していくことが重要です。</p> <p>こころのバリアフリー普及啓発の促進方法については、「障害についての正しい知識の普及啓発や講演会、擬似体験会の開催」が25.5%と最も多く、次いで「障害者の一般企業への就労の促進」が20.2%、「障害や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行」が19.3%となっています。また主な自由意見には、「子どもの頃からの障害や助け合いについての教育」、「障害者と健常者の交流」等の意見がありました。一方、18歳未満の方の調査では、外出したときに困ることとして、「周囲の人の理解がないこと」が32.5%、主な自由意見には、「駅員など周囲の人々の(障害)理解について」という意見がありました。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問24 施設に入所している方 問19 18歳未満の方 問23</p>

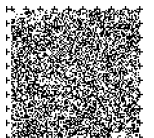


7. 福祉情報の入手先(情報のバリアフリー)	調査結果引用
<p>◇ 施策等の周知を充実させるとともに、様々な情報提供の充実と、そのための工夫が重要です。</p> <p>福祉情報の入手先として、「区の広報紙」と回答した方が最も多くなっています。知的障害者では、「家族の会」という回答が多くなっています。その他「医療機関」、「新聞や雑誌」、「テレビやラジオ」、また、区の施設等では「子ども発達センター」、「区立障害者福祉センター」、「保健センター」等となっています。一方、「知る方法がわからない」と回答した方も少なくありませんでした。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問15 18歳未満の方 問14 特別支援学級に通う児童・生徒の福祉ニーズ調査 問7</p>

8. まちづくりのバリアフリー	調査結果引用
<p>◇ 障害のある方も安心して外出できるよう、バリアフリーを一層推進することが求められています。</p> <p>外出先で困る場所(こと)として、「歩道の段差や坂道、建物や駅などの階段」、「駅間の移動や乗換え」等が多くなっています。また主な自由意見には、「道路の段差・傾斜・凹凸のために移動しづらい」、「駅等にエレベーターやエスカレーターを設置してほしい」等の意見が多くありました。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問21-2 18歳未満の方 問23</p>



第2章 計画の基本理念と基本目標



第1節 基本理念

障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現

平成18年(2006年)12月に第61回国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」*では、障害者の権利が十分に保障される社会の実現が、普遍的な価値として謳われています。

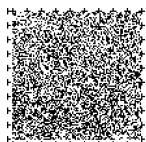
障害があることを理由に不当な扱いを受けること、社会生活において不利益を被ることがあってはなりません。

区は、障害の内容にかかわらず、それぞれの自己決定が尊重され、地域の中で安心して暮らすことができ、区民一人ひとりが大切にされる地域社会を目指します。

バリアフリー社会の実現

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害がある人も障害がない人も地域を構成する一員として共に支えあい、障害のある人が自ら望む活動に積極的に参加できる社会を実現するために、すべての人たちが、障害についての理解を深めることが必要です。

区はあらゆる機会を通じて、物理的なバリア(障壁)のない安全な地域社会と、こころのバリアがない豊かな地域社会を目指します。



必要な時に必要な支援が得られる地域社会の実現

障害者が、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、地域の中でいきいきと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、ライフステージに応じた切れ目のない支援が得られることが必要です。

区は、障害者やその家族の相談に的確に応じることを始め、関係する様々な分野にわたる連携を一層強化し、適切な情報や必要なサービスの提供など、総合的な支援を受けられる地域社会の実現を目指します。

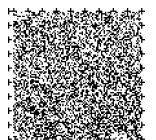
.....

※ 「障害者の権利に関する条約」

〈内容〉 障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

〈署名〉 我が国は、平成19年9月28日、国連本部において署名しました。本条約は平成20年5月3日に発効されました。

(条約名称及び内容は、平成19年9月28日 日本政府仮訳文による)



第2節 基本目標

区は、本計画の基本理念を具体化するための方向として、次の3つの基本目標を掲げ、障害者が住み慣れた新宿で安心して生活し続けられるよう、成長と自立を支援します。

基本目標1 安心して地域生活が送れるための支援

区は、障害の内容や程度に応じ、障害者が必要とする様々なサービスや社会資源ネットワークを活用することにより、障害者が住み慣れた新宿で安心して生活し続けられるように支援していきます。

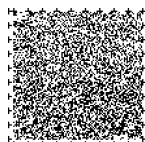
そのために、相談支援体制を充実させるとともに、通所施設やグループホーム等の基盤整備を進め、多様なサービス事業者との連携強化等を通じ、利用者本位の質の高いサービス提供をしていきます。

基本目標2 ライフステージに応じた成長と自立への支援

区は、ライフステージに応じて、切れ目のないサービスの提供を行い、障害者の成長と自立を支援していきます。

そのために、保健、医療、福祉、教育等の連携を一層強化し、障害の早期発見に努め、療育と教育を充実させ、子どもの成長に応じた支援をしていきます。

また、障害者の自立を支援するため、希望や状況に応じた多様な就労ニーズに対応する支援をはじめ、日中活動や余暇の過ごし方などについても、様々な社会資源の集積する新宿の強みを活かして、社会参加の機会の充実を図っていきます。



基本目標3 地域社会におけるバリアフリーの促進

区は、障害のある人と障害のない人との交流を進め、理解し合えるこころ豊かな地域づくりと、障害を気にせず安心して生活できる安全で快適な社会を目指します。

そのために、障害者理解の促進や広報活動を充実するとともに、区民の参加・協力により、地域の行事や活動への積極的な参加を通じ、こころのバリアフリーを促進していきます。

また、ユニバーサルデザインの推進により、公共施設や公共交通機関等のバリアフリーを進め、福祉のまちづくりをより一層促進していきます。

